

令和7年度

広島県西部こども家庭センター  
一時保護施設第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと



## 1 業務日程

履 行 場 所	広島県広島市南区宇品東4丁目1-26
業務実施日	(1) 説明会 令和7年 8月25日(月) (2) 訪問調査 令和7年 9月29日(月) 30日(火) (3) 報告会 令和7年12月2日(火)

## 2 訪問調査 令和7年9月29日(月) 30日(火)

1日目	
13:00 ~ 13:45	当日の流れ 一時保護所の見学
13:45 ~ 16:00	評価項目についての聴き取り
16:30 ~ 17:00	まとめ
17:00 ~ 17:30	引継ぎへ参加
2日目	
8:30 ~ 8:45	引継ぎへ参加
9:00 ~ 11:00	評価項目についての聴き取り
11:00 ~ 11:30	職員への聴き取り 2名 経験年数の浅い職員 15分 ベテラン 15分
11:30 ~ 12:00	まとめ 今後の確認 報告会
12:00 ~ 13:00	昼食

## 3 職員

[正規職員]	[会計年度職員]
・一時保護課長 1名	・一時保護対応協力員 3名
・児童指導員 7名	・親子支援相談員 1名
	・一時保護心理療法従事員 1名
	・一時保護学習指導員 1名
	・夜間指導員 65名

## 4 評価基準

令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告書)に報告されている第三者評価基準(案)を基本とする。

## 5 評価ランク

評価ランク	評 価 基 準
S	<ul style="list-style-type: none"><li>優れた取組みが実施されている</li><li>他の児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態</li></ul>
A	<ul style="list-style-type: none"><li>適切に実施されている</li><li>よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>やや適切さにかける</li><li>「A」に向けた取組みの余地がある状態</li></ul>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>適切ではない、または実施されていない</li><li>「B」以上の取組みとなることを期待する状態</li></ul>

<評価の高い点>

1 運営理念に基づいた取組

広島県西部子ども家庭センターの一時保護施設は、「こどもの安全・安心を最優先にする」を基本にした運営理念を掲げ、こどもの権利を擁護し、こどもの思いに寄り添い、さらには、こどもの福祉に関わる専門職として誇りを持って子どもへの支援を実践していることは、高く評価できます。

2 こどもの理解に基づく個別支援

子どもへの支援にあたっては、問題行動に着目しがちですが、こどもが様々な生活場面で見せる長所やストレングスにも着目するよう、職場全体で意識されています。さらに、こどもの真意やこれまでの養育環境を十分に踏まえたうえで、一人ひとりに応じた適切な個別的な支援に努めています。

3 支援の質の向上に向けた第三者評価の活用

この度の第三者評価の受審は2回目となります。今回は、新たに示された「一時保護ガイドライン」や「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、支援の質の向上を目的として第三者評価に臨んでおり、その姿勢は高く評価できます。

<今後期待する点>

1 被措置児童等虐待への取組

一時保護所施設に入所している子どもに対して、何かあれば職員へ相談できることを周知し、訪問アドボケートによる聴き取りも毎週行われています。しかし、被措置児童等虐待についての説明は具体的に行われていません。今後、職場全体で被措置児童等虐待についての対応等の研修を行うとともに、子どもへの周知が必要です。

2 夜間、休日の職員体制の適正化

こどもの人数や対応困難なこどもの入所などがあった場合は、児童福祉司等の支援が行われます。しかし、夜間については適切な行動観察やケアができる職員の配置がなく今後の検討が必要です。

3 事業計画の策定

一時保護所施設の事業計画は、行事等のプログラムごとの計画は策定されていますが、全体を網羅したものではありません。今回、第三者評価の受審により明確化された課題を含め、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、職員の知識及び技能の向上を含む包括的な事業計画の策定に期待します。

## 結果

第1部 こども本位の支援	
1. 一時保護施設の理念・基本方針	
[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	B
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
[No.5] 個別支援を適切に行っているか	A
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	
[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	B
[No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
[No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
[No.13] こどもの一時保護の支援計画に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	B
[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
3. 一時保護施設における権利制限	
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か	B
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
[No.17] 個別対応は適切に行っているか	A
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
[No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	B
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	該当なし
第2部 一時保護施設的环境・運営体制	
1. 一時保護施設的环境	
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	B
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
2. 職員体制・職場環境	

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	S
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	C
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
3. 情報共有・関係者間連携	
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	B
[No.32] 情報管理を適切に行っているか	A
[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	B
4. 関係機関との連携	
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか	A
[No.35] 警察等と適切に連携しているか	A
第3部 一時保護施設における支援	
1. 一時保護施設の運営	
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか	B
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	B
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
[No.39] 食事を適切に提供しているか	A
[No.40] こどもの入浴は適切か	B
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか	B
[No.42] こどもの睡眠は適切か	B
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか	A
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
2. アセスメント・支援方針	
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	S
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
[No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか	A
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応 (特別な配慮)	

[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	B
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	B
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	C
[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	
[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
第4部 一時保護施設の管理運営	
1. 安全管理	
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか	A
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
2. 施設運営計画	
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	B

評価結果

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか

B

◆ねらい 一時保護所の理念ならびに基本方針が策定されているか、また、入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した職員への周知が図られているかを確認します

1-1 一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2 理念・基本方針を職員に周知している	○
1-3 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている	○
1-4 一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-5 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和7年4月、一時保護施設の理念・基本方針を策定し、一時保護所運用マニュアルに明文化するとともに事務室に掲示している。理念・基本方針は、一時保護の目的及びこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した内容となっている。理念・基本方針に基づく運営については、今年度策定されたため定期的な確認や振り返りについてはできていない。今後の継続的な取組に期待する。</p>	

[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

A

◆ねらい 一時保護施設での受入れの適否(一時保護施設で対応可能であること)やこどもの安全、安心を担保でき、信頼感を持てるような養育・支援が行われているか確認します

2-1 一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2-2 こどもをあたたかく迎え入れている	○
2-3 こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4 こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
2-5 保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6 こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
2-7 こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針を基本とし、こどもの安全、安心して生活できる環境の整備に努めている。また、一人の人間として尊重した接し方や対応については、一時保護運用マニュアルにこどもの権利擁護・意見尊重として記載し、身体接触等を含めプライバシーに配慮した支援に努めている。</p>	

**[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか****B**

◆ねらい 相談種別にかかわらず、虐待等の不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた、適切な対応ができているか確認します

3-1 主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
3-2 こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△
<コメント> こどもの入所背景を理解しながら行動観察を行い、一人ひとりのこどもの必要に応じた支援に努めている。今後、トラウマインフォームドケアの視点に立った支援の必要性や理解するための話し合いに期待する。	

**[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか****A**

◆ねらい こどものエンパワメントにつながる養育・支援が行われているか確認します

4-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
4-2 こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
4-3 こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品(おもちゃや本等)や時間が確保されている	○
4-4 こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
<コメント> 日頃、こどもが自己肯定感を高めエンパワメントを発揮できるように努めている。また、生活の場面では、興味や関心を持てる活動となるよう書籍や時間が確保されている。	

**[No.5] 個別支援を適切に行っているか****A**

◆ねらい 個別支援は適切に行われているか確認します

5-1 こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
5-2 集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている(一律的な対応になっていない)	○
<コメント> 個別支援については、「一時保護ガイドライン」の改正や「一時保護施設の設備及び運営基準」が出されたことで、研修及びルールの見直しを行っている。また、一人ひとりのこどもの特性や養育環境状況等を考慮した個別支援に努めている。	

**2. こどもの権利・こどもの意向の尊重****[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか****B**

◆ねらい 一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害された時の解決方法について、子どもに対して適切に説明されているか確認します

6-1 こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
--	---

6-2 こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	△
6-3 一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	△
6-4 一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの権利については、担当児童福祉司が子どもの権利ノートに沿って説明している。また、一時保護のしおりである「あなたの一時保護について」の中で意見の申し立ての説明をおこなっている。しかし、権利が侵害された時の相談先については説明が行われていない。今後、広島県として相談先や申立ての方法を整備することに期待する。</p>	

### [No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか

B

◆ねらい 一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護等に反映する仕組みが行われているかを確認します

7-1 こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2 こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	△
7-3 一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4 こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようにしている	○
7-5 意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある仕組みとなるよう、適宜見直しを行っている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃、こどもの意見や希望を聴いたり職員が気になることがあれば、その都度面接を行い必要に応じて児童福祉司等につなげている。現在、こども会議の開催にむけて準備をしている。今後は、意見形成・意見表明を支援する仕組みについて見直し、実効性のある仕組みとなるよう期待する。</p>	

### [No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか

A

◆ねらい 意見表明等支援員の仕組みがあるか確認します

8-1 意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
8-2 意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	○
8-3 意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見表明等支援事業については、広島弁護士会のこども当番弁護士制度を活用し、必要に応じて外部の弁護士に相談できる体制を設けている。また、毎週子どもアドボケイト派遣センター広島に委託しこどもの声が聴かれている。</p>	

**[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか****A**

◆ねらい 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか確認します

9-1 一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
9-2 一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている	○
<コメント> 一時保護の理由や目的については児童福祉司から説明を受けている。また、一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聴いている。	

**[No.10] 保護期間中に、コメントや今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか****A**

◆ねらい 保護期間中に、コメントや今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか確認します

10-1 保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、子どもに対して、コメントや見通しについて説明をしている	○
10-2 児童福祉司等が説明した内容についての子どもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○
<コメント> 保護期間中に、必要に応じて子どもに対して意見や見通しを伝えている。また、一時保護課職員も子どもの意見や意向を聴き児童福祉司に伝えている。	

**[No.11] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか****A**

◆ねらい 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか確認します

11-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2 一時保護解除時期や解除後の生活等について、子どもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
11-3 一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4 一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応している	○
<コメント> 一時保護の解除に関しては児童福祉司が子どもの意向や意見を聴いている。一時保護解除の時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護職員も参画している。援助方針会議資料等にも子どもの意見を記載している。	

**[No.12] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか****A**

◆ねらい 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行われているか確認します

12-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2 子どもが安心して話せるよう配慮している	○

12-3 こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもからの聴き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を行っている。こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している。</p>	

**[No.13] こどもの一時保護の支援計画等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか**

**B**

◆ねらい こどもの生活に関する今後の支援方針の検討にこどもの意見等が尊重される仕組みがあるか確認します

13-1 こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	△
13-2 支援方針等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3 こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4 こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○
13-5 こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの生活に関する方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう、今後検討を予定している。また、援助方針策定時には児童福祉司がこどもの意見や意向を聴き一時保護施設職員と共有している。また、こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している。</p>	

**[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか**

**B**

◆ねらい 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか確認します

14-1 こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	○
14-2 こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3 意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	△
14-4 こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもから出された要望や意見については、できるだけ早く対応するようにしているが、内容により遅くなることもある。現在、こどもから出された意見、要望については、視覚化を含めてわかりやすくフィードバックするための検討をしているところである。</p>	

### 3. 一時保護施設における権利制限

#### [No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か

B

◆ねらい 外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを確認します

15-1 通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
15-2 通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
15-3 保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
15-4 通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	△
15-5 通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外出、通学、通信、面会に関する制限が、必要最小限となるように取り組んでいるが、こどもが納得できない場合もある。この場合はできるだけ丁寧に理由を説明し理解を求めている。また、こどものへの説明や経過については、特別なことがあれば残している。今後、通信、面会等に関する制限を行う場合には記録を残すことが必要である。</p>	

#### [No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか

B

◆ねらい 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか 確認します

16-1 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
16-2 正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
16-3 一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
16-4 ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
16-5 こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	△
16-6 生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活上のルールについて、権利の制限をせざるを得ない場合、その理由をこどもに説明しこどもの理解を得るようにしている。こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しについては、要望を含めこどもが参画しやすいよう検討中である。</p>	

**[No.17] 個別対応は適切に行っているか**

**A**

◆ねらい 個別対応は適切に行われているか確認します

17-1 懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
17-2 こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
17-3 こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○
17-4 こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別対応については病気や問題行動、その他の事情による場合必要に応じて行われる。その際は、「子どもの権利」についても視野に入れている。また、個別対応の期間についてもできるだけ長期にならないようにするとともに、こどもには、その理由を丁寧に説明し、見通しをもてるようにしている。</p>	

**[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか**

**B**

◆ねらい 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか確認します

18-1 こどもが私物を所持できることを基本としている	○
18-2 やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3 スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、可能な限り私物を持ち込めるようにしている。しかし、居室の環境等もあり、私物を所持できることが基本とまではしてはいない。通信機器については、高校生は学校配布のタブレットにより学習する際に使用許可している。スマートフォンの利用については課題が多く、他の通信機器を含め利用の適否を検討している。</p>	

**4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止**

**[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか**

**B**

◆ねらい 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

19-1 こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	△
19-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	△
19-3 こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	△
19-4 被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取り組み等を行っている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p>	

こどもに被措置児童等虐待について具体的に説明していない。日頃から何かあったら職員へ相談することや、毎週のアドボケートの機会や生活状況の聞き取りなどで被措置児童等虐待について確認している。今後、被措置児童等虐待についての職場全体の研修やこどもへの具体的な周知が必要である。

**[No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか**

**B**

◆ねらい 子ども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを確認します

20-1 こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	○
20-2 こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3 こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
20-4 こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>権利侵害によるトラブル等については、こどもの特性やこれまでの養育状況にも配慮して対応している。権利侵害等があった場合は、双方の気持ちをしっかり聞きながら、何がいけないのかなど丁寧に説明し、行動変容を促すなどの対応をしている。</p>	

**[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか**

**A**

◆ねらい 国籍、文化、慣習、宗教等による生活上の違う子どもに対して適切な対応が行われているか確認します

21-1 入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
21-2 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>過去に毎日の日課としてお祈りをする宗教を信仰するこどもがおり、お祈りを継続できるよう対応した。今後、このような国籍、信条や宗教の上の配慮が必要なこどもの入所があればできるかぎり対応を行う。</p>	

**[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか**

**該当なし**

◆ねらい 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか確認します

22-1 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>これまで多様な性的指向に配慮するようなケースはなく該当なしとする。</p>	

## 第2部 一時保護施設的环境・運営体制

### 1. 一時保護施設的环境

#### [No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか

**B**

◆ねらい 一時保護施設として必要な諸室や設備が整備されているかを確認します

23-1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
23-2 ユニットを整備している	△
23-3 個室を提供している	×
23-4 複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
23-5 定員超過が慢性化した状態とはなっていない	○
<コメント> 現在、男女ユニットに分かれており、人数が少ない場合は個室として使用できるが7人以上の入所や幼児が多い場合は、個室として使用できない環境である。	

#### [No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか

**B**

◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを確認します

24-1 こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
24-2 こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	△
24-3 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
24-4 家庭的な環境となるよう工夫している	○
24-5 生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
24-6 必要な修繕等を行っている	○
24-7 生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○
<コメント> こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境に配慮している。こどもの生活空間のプライバシーについては、個室化となっていないため十分ではない。生活場面は開放的な空間となっており、衛生的な環境を維持している。	

### 2. 職員体制・職場環境

#### [No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか

**S**

◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを確認します

25-1 管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2 管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○

25-3 スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
25-4 管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理者である一時保護課長はこれまでの社会的養護施設の勤務経験を活かし、こどもにとって適切な環境となるよう施設の管理・運営に努めている。また、こどもの支援についてもその都度わかりやすく、職員にスーパーバイズを行っている。</p>	

**[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか**

**B**

◆ねらい 実態に応じた必要な職員を配置し専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている

26-1 受入れをするこどもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	△
26-2 直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
26-3 専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	△
26-4 各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、設備及び運営基準に基づいた専門職員の配置を視野にいれている。また、資格や経験のある職員から学びながら OJT で取り組んでいる。今後、設備及び運営基準に基づいた専門的な職員の配置が望まれる。</p>	

**[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか**

**C**

◆ねらい 適切な夜間職員体制が確保されているか確認します

27-1 夜間に 2 人以上の職員がいる	○
27-2 ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1 人以上の職員を配置している	○
27-3 夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある	×
27-4 児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、21 時から翌朝 8 時 30 分までの夜間帯は、会計年度任用職員のみでの配置となっている。今後、適切な行動観察やケアができる職員の配置が望ましい。閉庁時の通告対応は外部機関に委託している。</p>	

**[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか**

**B**

◆ねらい 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか確認します

28-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	△
28-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	△
28-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	△

28-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
28-5 職員が外部研修を受講している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護に従事する者として、法・規範・倫理等を全職員が理解するための研修が十分ではない。今後、一時保護機能強化事業に記載される支援に必要な職員の育成に期待する。</p>	

### [No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか

**B**

◆ねらい 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

29-1 適正な就業状況を確保している	×
29-2 職員の健康管理を適切に行っている	○
29-3 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
29-4 一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護しているこどもの人数が多くなった時や対応困難なこどもの入所があった場合は、職員の時間外勤務が多くなったりすることもある。この場合は、児童福祉司等の支援もある。しかし、夜間については適切な行動観察やケアができる職員の配置がなく今後の検討が必要である。</p>	

## 3. 情報共有・関係者間連携

### [No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか

**A**

◆ねらい 一時保護施設職員がチームとして運営できているか確認します

30-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2 職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3 職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護の様子やこどもの支援について、引き継ぎは朝夕行われ、一人ひとりのこどもの状況が丁寧に報告され、適切な助言も行われている。</p>	

### [No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか

**B**

◆ねらい 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか確認します

31-1 相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
31-2 こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの様子については、毎週開催される援助方針会議にて報告され、情報を共有している。また、オンラインミーティングソフト Webex の導入によりチャットを活用して児童福祉司と情報共有できる環境にある。</p>	

しかし、児童心理司については連携が図れないこともある。今後の取組に期待する。

#### [No.32] 情報管理を適切に行っているか

A

◆ねらい 一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを確認します

32-1 個人情報を適切に取り扱っている	○
32-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3 書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4 法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5 情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
<コメント> 個人情報の取り扱いについては、書類等を所外へ持ち出さないことをはじめ、適切に管理している。	

#### [No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

B

◆ねらい ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

33-1 こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2 職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
33-3 AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	△
<コメント> オンラインミーティングソフト Webex の導入等により、以前より他課とも情報共有が効率よくできるようになってきた。現在、一時保護施設では、こどもの写真等、デジカメで撮影し印刷しており、今後はタブレット等を活用し業務の効率化を図ることも視野に入れている。	

## 4. 関係機関との連携

#### [No.34] 医療機関と適切に連携しているか

A

◆ねらい 一時保護所において医療機関との連携が適切に行われているか確認します

34-1 必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2 こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3 必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
<コメント> 歯科医師が来所して定期健診を行うほか、入所時の健康診査等については嘱託医が行っている。児童相談所内に児童精神科医を配置し、チームケアは必要に応じて市内の医療機関と連携をしている。	

**【No.35】 警察等と適切に連携しているか**

**A**

◆ねらい 警察との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が行われているか確認します

35-1 必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2 警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○
<コメント> 児童相談所に警察官を配置し、警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している。	

**第3部 一時保護施設における支援**

**1. 一時保護施設の運営**

**【No.36】 緊急保護を適切に行っているか**

**B**

◆ねらい 緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを確認します

36-1 緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等)	△
<コメント> 夜間の緊急保護については、適切なケアや行動観察ができる職員の配置がなく対応が困難な場合がある。	

**【No.37】 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか**

**B**

◆ねらい 受入にあたり、子どもにあわせた日課や構成となっているか自由時間等とのバランスが取れているか、また、一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援しているかを確認します

37-1 個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
37-2 日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
37-3 役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
37-4 一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している	○
37-5 こどもが一人になれる時間や場所がある	△
<コメント> できるだけ、一人ひとりのこどもに合わせた生活の支援を行っている。掃除等の当番は職員と一緒にいき、こどもに負担がないようにしている。こどもが一人になれる場所については、入所のこどもが少ない場合は居室で一人落ち着くなどができるが、多くなると確保が困難となる。	

**[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか**

**B**

◆ねらい 子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを確認します。

38-1 こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	△
38-2 こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるように配慮している	△
38-3 事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
38-4 遊具や備品について定期的に点検している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム等を行えるようにしている。読書については共有スペースに多くの本がある一方、音楽鑑賞等を楽しむことのできる空間は難しい。</p> <p>毎月、近くの公園や公共施設を利用した外出行事を設けている。</p>	

**[No.39] 食事を適切に提供しているか**

**A**

◆ねらい 安全な食事が規則正しく提供されているに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを確認します

39-1 食事の安全・衛生を確保している	○
39-2 食事を適時適温で提供している	○
39-3 献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている	○
39-4 こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している(おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか)	○
39-5 食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
39-6 こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
39-7 こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事の委託業者と定期的に給食会議を開き、こどもたちの声を届けている。また、月1回のリクエストメニューの設定や誕生会では調理実習を行うなどこどもたちからの評判も良い。</p>	

**[No.40] こどもの入浴は適切か**

**B**

◆ねらい 子どもの年齢に応じた入浴の回数や時間は適切であるか確認します。

40-1 入浴の回数や時間は適切である	○
40-2 入浴時間帯は適切である	△
40-3 こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○

<コメント>

こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している。入浴時間については職員の勤務の都合で夕食前の時間と早くなっている。今後、職員体制も含め適切な入浴時間の確保に期待する。

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか

A

◆ねらい 子どもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であるかを確認します

41-1 衣服の清潔は保たれている	○
41-2 季節や場所に合った適切な衣服を着用している	○
41-3 私服を着用できる	○
41-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5 下着を提供する場合は、新品を提供している	○

<コメント>

私服の着用は可能であり、生活の場所に合った服装となるよう支援している。基本として衣服は自由であり、必要な場合には貸与しているが、選択できる範囲が限られている。

[No.42] こどもの睡眠は適切か

B

◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠が行われる環境となっているかを確認します

42-1 こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2 部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	△

<コメント>

こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間としている。睡眠環境については、一部の布団が古くなっているようであり、適切な管理と改善が必要である。

[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか

A

◆ねらい 日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理において適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します

43-1 入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2 こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3 こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4 健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○

<コメント>

入所時にこどもの健康状態を把握し、毎日3回の検温が行われる。また、毎月の歯科医師の診察や必要に応じて嘱託医の診察が行われる。新型コロナウイルスやインフルエンザの流行を機に、検温や消毒の励行、加湿器などの使用とともに、医療機関との連携が適切に行われるようになった。

**[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか**

**B**

◆ねらい こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを確認します

44-1 こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている(ICTの活用等を含む)	△
44-2 学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3 在籍校との連携を図っている	○
44-4 通学を希望する子どもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	×
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学習指導員を配置し学習支援が行われている。また、児童福祉司が学校と連携し学力等の情報を入手している。今後、リモート授業等に対応したタブレット端末等が使用できる環境の整備が望まれる。</p>	

**[No.45] 無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか**

**A**

◆ねらい こどもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを確認します。

45-1 こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2 無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	△
45-3 無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4 無断外出が発生した場合に、無断外出をした子どもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
45-5 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>近年無断外出は発生していない。無断外出が心配される子どもについては、気持ちを聴いたり様子を見たりして、職員間で情報共有を密にしている。無断外出マニュアルは、連絡先の一覧にとどまっており、具体的な対応を記載したマニュアルが望ましい。</p>	

**[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか**

**B**

◆ねらい 未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを確認します

46-1 発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
46-2 未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活スペースが基本として小中高生と一緒にあり、未就学児の生活場所としては特にはない。</p>	

**2. アセスメント・支援方針**

**[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか**

**A**

◆ねらい こどもとこどもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか確認します

47-1 一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
47-2 一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本として受け入れ時に情報を共有し、受理会議等でさらに詳しくこどもや家庭の情報を共有している。オンラインミーティングソフト Webex のチャットの導入により一時保護施設職員への伝達がスムーズになっている。また、毎週援助方針会議の際に各課長からこどもに関する情報提供があり、そこで家庭のようすなどを確認している。</p>	

**[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか**

**S**

◆ねらい こどもの全生活場面について適切に行動観察が行われているか、また、記録されているか確認します。

48-1 こどもの生活場面について行動観察を行っている	○
48-2 こどもの行動観察の結果を記録している	○
48-3 行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>問題行動が目立つこどもの行動観察は課題や問題行動のコメントが多くなりがちであるが、場面によって見える長所やストレングス、また、行動の裏に隠れている本児の真意等を汲み取るよう観察を行っている。また、退所後の支援に活用できるように意識して記録している。</p>	

**[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか**

**B**

◆ねらい 観察会議を適切な頻度で開催されているか、また、担当児童福祉司や児童心理司等が参加し適切な行動診断となっているか確認します

49-1 観察会議を適切な頻度(原則として週 1 回)で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
49-2 観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎週、比較的職員が参加しやすい時間に観察会議も含め会議を行っている。会議は、児童福祉司はその都度チャットなどを利用してタイムリーに情報共有を行っており基本として参加していない。児童心理司の参加についてはスケジュール調整が難しいが、必要な際には参加している。</p>	

**[No.50] 行動診断や援助方針に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか**

**A**

◆ねらい 援助方針に沿った個別ケアを行っているか確認します

50-1 行動診断や援助方針に基づく支援方針を職員間で共有している	○
-----------------------------------	---

50-2 こどもの生活等に関する方針に基づいたこどもの養育・支援を行っている	○
50-3 一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新たに見直した行動観察表に基づき支援方針を職員間で共有している。一人ひとりのこどもの入所の背景や特性等を考慮し、個別の支援体制を取っている。</p>	

**[No.51] 総合的なアセスメントや援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか**

**A**

◆ねらい 援助指針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか確認します。

51-1 チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
51-2 総合的なアセスメントに基づく援助方針を策定している	○
51-3 援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>総合的なアセスメントや援助指針の決定に際し一時保護職員が援助方針会議に参加している。その際には一時保護での行動観察票をもとに、児童福祉司、児童心理司と情報共有しながら援助指針を策定している。</p>	

**[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針や援助方針の見直しの提案を行っているか**

**A**

◆ねらい 一時保護中において、こどもの変化に応じた個別ケアの見直しや、支援方針の見直しの提案が行えているか確認します

52-1 こどもの変化に応じた支援を行っている	○
52-2 適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもに変化等があった場合、一時保護職員だけでなく、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、嘱託医、弁護士等の様々な専門分野の職員など専門分野の職員が参加し、判定会議が開催され、適切な支援が行われるようにしている。</p>	

**[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか**

**A**

◆ねらい 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか確認します。

53-1 こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2 こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3 親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの年齢に応じて家族に対する支援等の説明を行っている。判定会議や援助方針会議にて親子関係や再構築支援に関する検討を行っており、一時保護職員も参加しこどもに様子を伝えている。</p>	

### 3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

#### 【No.54】 こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

B

◆ねらい こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

54-1 性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
54-2 こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	△
54-3 一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	○
54-4 PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>性的な問題を抱えて入所するこどもについては、受け入れ時を含め個別に支援が行われる。また、一時保護全体で心理プログラムを行いその中で「境界線」についての話をしている。今のところ、こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援の実施までは行われていない。</p>	

#### 【No.55】 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか

B

◆ねらい 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか 確認します

55-1 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
55-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
55-3 他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>他害や破壊行動、自傷等のほか、職員への暴力や不適切行動等の支援の難しいケースがある。重篤なケースについては児童精神科医に相談したり、心理サポートを行ったりしている。しかし、本人及び他児への適切な支援については難しく、こどもの対応の中でも大きな課題となっている。</p>	

#### 【No.56】 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか

C

◆ねらい 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか 確認します

56-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	×
56-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	×
56-3 重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	×
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの入所について、近年ケースもなく支援体制の確保を行っていない。今後、事件発生時のシミュレーションを行うなどの支援体制の確保についての取組に期待する。</p>	

**[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか**

**B**

◆ねらい 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか確認します

57-1 障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	△
57-2 障害特性に応じたケアを行っている	○
57-3 周りの子どもが障害について理解できるような取組みを行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制はなく、このような特別な支援が必要な子どもに対しては、適切な支援ができる障害児施設等に一時保護を委託している。障害が軽微な場合は、受け入れており周りの子どもが障害について理解できるようにしている。</p>	

**[No.58] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか**

**B**

◆ねらい 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか確認します

58-1 健康上配慮が必要な子どもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	△
58-2 健康上配慮が必要な子どもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
58-3 服薬管理を適切に行っている	○
58-4 誤薬防止策を講じている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康上配慮が必要な子どもについては、看護師等が配置されておらず、医療が必要な子どもについては医療機関へ委託をしている。健康上の配慮が軽微な場合は、服薬管理や誤薬防止策を行っている。</p>	

**4. 一時保護施設からの退所に向けた支援**

**[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか**

**A**

◆ねらい 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか確認します

59-1 一時保護解除を伝える時期について、子どもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
59-2 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
59-3 一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
59-4 子どもの年齢に応じ、一時保護解除後のSOSの出し方について子どもに伝えている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護解除を伝える時期については、援助方針会議にて検討し、子どもの状況等を踏まえ十分に配慮し、伝えている。その際には、引き続き児童相談所が支援を行うことやSOSの出し方についても子どもに伝えている。</p>	

**[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか**

**A**

◆ねらい 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか 確認します

60-1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
60-2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
60-3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭引き取りの場合、こどもの所属先の学校等を含めた要保護児童対策地域協議会を開催している。保護者へは一時保護中のこどもの様子を一時保護職員が直接伝えることもある。施設入所や里親等委託の場合についても一時保護中のこどものようすについて引継ぎが行われる。</p>	

**第4部 一時保護施設の管理運営**

**1. 安全管理**

**[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか**

**B**

◆ねらい 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか 確認します

61-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
61-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	△
61-3 マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
61-4 マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等で明確になっている。マニュアルは、職員全体で共有しているが、実効性を高めるための取組みについては、現在、「一時保護ガイドライン」「設備及び運営基準」に沿った内容となるよう検討中である。</p>	

**[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか**

**A**

◆ねらい こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか 確認します

62-1 こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
62-2 こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3 こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもがケガをしそうな危険な場所等は、修繕や撤去、使用禁止によりケガの防止に取り組んでいる。こどもの事故やケガが発生した場合の対応は明確になっている。</p>	

**[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか**

**A**

◆ねらい 災害発生時の対応は明確になっているか確認します

63-1 火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2 避難訓練を毎月1回以上実施している	○
63-3 日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月、避難訓練を行っている。その際、避難経路の確認、DVD や資料を使用した震災の学習や津波を想定した広島県西部こども家庭センター全体で行う近隣への垂直非難訓練等を実施している。また、児童相談所全体での訓練には、消防署へ依頼して消火訓練が行われる。</p>	

**[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか**

**A**

◆ねらい 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか確認します

64-1 感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2 感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新型コロナウイルスの流行を機に感染症についての意識が高まった。具体的な予防を含め生活空間の分離や消毒・マスク・使い捨て容器などの物品が確保されるようになった。</p>	

**[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか**

**A**

◆ねらい 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか確認します

65-1 一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
65-2 こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあった場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3 こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4 こども以外の者への返還は適切に行っている	○
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの私物は点検し記録している。貴重品や一時保護所で使用することができないものなどは金庫に保管している。私物については、記名しておく等、紛失や返却忘れがないようにしている。</p>	

**2. 施設運営計画**

**[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか**

**B**

◆ねらい 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか確認します

66-1 事業計画を策定している	△
------------------	---

66-2 事業計画に基づく取組みを実施している	△
66-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	△
66-4 策定にあたって、子どもや職員の意見を反映できる仕組みがある	△
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所の事業計画はないが、行事やプログラムごとの計画は策定されている。計画は実施後に成果と課題を検討し、より良いものにしていくようにしている。一時保護施設における事業計画は、予算が伴うものであり単独で計画することは難しいが、設備及び運営に基づき職員の知識及び技能の向上を含めた包括的な事業計画の策定に期待する。</p>	

**[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか**

**B**

◆ねらい 一時保護施設としての質の向上を行うための仕組みがある確認します

67-1 自己評価を定期的に行っている	△
67-2 外部評価を定期的に行っている	○
67-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○
67-4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
67-5 子どもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

<コメント>

第三者評価の受審は2回目である。新しくできた「一時保護ガイドライン」や「設備及び運営基準」に沿った支援の質の向上のための取組みについて検証するという目的を持ち評価を受審したことは高く評価できる。今後は、今回の評価を基に現在の課題の明確化や全体の共通認識を持ち、継続的にさらなる支援の質の向上に期待する。